

都留市地域公共交通会議 第1回会議録

日 時：平成23年6月28日（火）13：28～14：41

場 所：ミュージアム都留 研修室

委員出席者：奈良泰史委員、北村忠義委員、石合廣幸委員、相川義美委員、八代直之委員、小宮正廣委員、天野友一委員、田中一利委員、村松正美委員、大柴節美委員（代理出席 長谷川氏）、篠原勇委員（代理出席 渡辺氏）、中谷晃委員

幹事出席者：中村平幹事

事務局：高部剛政策形成課長、紫村聡仁政策形成課長補佐
鬢櫛美咲企画担当リーダー、河野淳企画担当

欠席者：泉静男委員、高部知幸委員、金井啓二幹事、小俣光也幹事

1 開会

司会：高部政策形成課長

2 委嘱状交付

席順に従い、市長が委嘱状を交付

3 市長あいさつ

ご多忙の中、また、暑い中、出席いただき、感謝する。また、委員就任をご快諾下さり、感謝する。

この会議は、平成18年の道路運送法の改正により、市が主宰者となり、地域の関係者により、地域の实情に応じた乗合運送の態様、運賃、計画等を協議していただくために作られた。

日本全体で高齢化などが問題となる中、地域の足となる地域公共交通が高まっている。昨年度開催した“未来を拓くつるまちづくり会議”では、地域公共交通に対して多くの意見をいただき、地域公共交通に対する市民の意識の高さを改めて認識させられた。

しかし、利用客数は2万2千737人と、前年を2万1千548人も下回り、ほぼ半減という結果になっている。このため、本市では昨年度よりバス運行の補助金の補助率を上げた。

厳しい財源の中で状況の改善が難しい今、本当にバスが必要なのかというゼロベースからの見直しを図り、市民の皆様にも「自分たちの足は自分たちで守る」という意識を持ってもらい、費用対効果を高め、市民、事業者、行政の協働によって課題を解決できればと思う。よろしく願います。

4 委員・幹事自己紹介

（委嘱状交付順に、委員・幹事が自己紹介）

（事務局の自己紹介）

5 会長あいさつ

<会長の選出>

都留市地域公共交通会議設置条例第5条第2項に基づき、奈良泰史委員を選出。

【奈良会長】

私は以前、政策形成課長であり、この会議の立ち上げに関わった。市長からも話があったが、市内のバス利用客数は非常に少ない。事業者の努力によりぎりぎりで行ってきたが、その維持も非常に難しくなっている。住民のニーズや交通弱者対策、高齢社会化の進む中、公共交通がなくなって良いとは考えにくい。市民の中には別世界の話という受け止め方をしている方も多いが、こうした方を含めて、今後都留の公共交通をどうすべきか考えていきたい。また、本年度はバスの実証運行を実施するので、重ねて協力願いたい。

6 副会長あいさつ

<副会長の選出>

副会長は会長が指名すると定められていることから、奈良会長が田中一利委員を選出。

【田中副会長】

力はないが、市民の利用しやすい公共交通について、商工会代表の立場から尽力し、勉強を深め、充実させたい。よろしく願います。

7 協議事項

都留市地域公共交通会議設置条例第6条より、奈良会長が議長に就く。

(1) 平成23年度事業計画について

<資料1をもとに、事務局より、これまでの経緯と地域公共交通総合連携計画の策定について説明>

- ・これまでの地域公共交通会議の中で、「地域公共交通総合連携計画」の策定が提案された。また、策定に当たり、「地域公共交通確保維持改善事業補助金」を活用することが提案されている。
- ・路線バスや鉄道ありきではなくゼロベースで考え、このまま補助金を出し続ける体制を改善し、利便性と実効性のある計画を作り出す。
- ・「実態の把握」「最低限確保」「発想の転換」「安全安心」「情緒」「持続可能な定常社会」の実現をめざし、地域が主体となった公共交通の在り方を検討し、公共交通の維持や充実によるまちづくりの目標を明らかにできるよう、「地域公共交通総合連携計画」を策定する。
- ・交通弱者の救済、安全安心な移動手段の確保、低炭素まちづくりの観点を計画策定のポイントとし、住民が自分たちの交通手段を創り、愛し、守り続けることで持続可能な公共交通を創る。
- ・市民アンケートを活用し、公共交通に関する調査を一部実施した。

<資料1-2をもとに、事務局より、都留市地域公共交通活性化協議会の設立について説明>

- ・「都留市地域公共交通活性化協議会」（以下、協議会）を立ち上げたい。これにより、「地域公共交通確保維持改善事業補助金」の補助を受けることができる。これを活用し、「地域公共交通総合連携計画」を策定したい。
- ・委員については、交通会議の委員及び幹事に併任をお願いしたい。

【奈良議長】

協議会を立ち上げ、実証運行し、その結果等も踏まえながら計画を策定することである。質問はあるか。

【村松委員】

補助金を獲得するための協議会の立ち上げについて、都留市では地域公共交通会議を立ち上げているので、別組織として協議会を立ち上げる必要はなく、地域公共交通会議が母体となって補助金を申請してもよい。協議会を新たに立ち上げるのは、地域公共交通会議を母体とすると都留市地域公共交通会議設置条例の改正が必要になるからか。

【事務局】

そのとおりである。条例を改正するためには議会を通す必要があり、10月になってしまうからである。

【村松委員】

調査事業の受け皿として協議会が必要ということで納得する。

【奈良議長】

協議会の目的を整理する。協議会は、連携計画の策定を目的として設置し、協議会において「地域公共交通確保維持改善事業補助金」という補助金を申請し、これをもとに調査を進め、計画を策定する。協議会の立ち上げと、協議会の目的については事務局の提案のとおりでよいか。

（委員全員に承認される）

(2) 実証運行の実施について

<資料1をもとに、事務局より説明>

- ・ p 1 1の方向性をもとに路線を検討し、3つの路線を考案した。平成23年度10月～11月に実施を検討。
 - (1) 循環バス（三吉地域）
 - (2) バスの増便（宝地域）
 - (3) 小型車両によるデマンド交通（盛里地域、東桂地域）

【奈良議長】

質問はないか。

【村松委員】

路線等の決定はいつか。今後、この会議を開催する予定はないか。

【事務局】

7月に協議会として会議を開き、法能地域のバス停の場所の選定やデマンド交通運行の具体的な方法等を考えたい。

【村松委員】

10月から実証運行を開始するとなれば、8月末までに事業者も選定し、報告してほしい。

【事務局】

すぐに準備に取りかかりたい。

【村松委員】

実証運行は2か月間のみか。期間が短いように思う。

【事務局】

確かに短いと思う。事務局で検討した際も同様の意見が出ている。しかし、今回はあくまでも計画策定に当たっての調査事業の一環として考える。この検証を十分に行い、計画に生かしたい。

【渡辺代理】

経路案について、曾雌線は、実証運行期間中は休止ということによろしいか。

【事務局】

良い。

【小宮委員】

走っているバスのうち、どのバスが実証運行のものかを見分けられるようにできるか。

【渡辺代理】

マグネットシートを用意し、実証運行と掲げる予定である。

【小宮委員】

料金はどのようになっているか。

【事務局】

決定していないが、100円を想定している。これについては、協議会で話し合っていたきたい。

【小宮委員】

循環バスは、どのような形で走らせるか。

【事務局】

これまでの市立病院を起点に、戸沢線のルートを走り、法能の旧道、鍛冶屋坂、139号を通り、市立病院へ帰るルートを考えている。一回り1時間である。また、逆回りの便も用意する。

【相川委員】

循環バスの実証運行期間中は、現在の戸沢線は休止になるか。

【事務局】

休止となる。

【村松委員】

やはり、実証運行をもう少し継続してやった方がいいのではないか。調査のための2か月の実証運行では、効果が測定できず難しいのではないか。

【事務局】

事務局でも難しいと思っている。現状の予算ではこれがぎりぎりである。

【村松委員】

短期間の実証運行に補助金を使うことは効率的ではない。補助額もそこまで多いわけではないので、補助金は調査に使い、実証運行に回すべきではない。

【事務局】

実証運行に「地域公共交通確保維持改善事業補助金」の補助金を使うことはできない。2か月の実証運行のうち、1ヶ月は環境省の「低炭素地域づくり面的対策推進事業」の一環として行うことになっているし、もう1ヶ月は市の持ち出しによって実施する。

【村松委員】

了解した。

8 その他

【北村委員】

都留市の公共交通について、3点伺いたい。まず、高齢者の免許返納に対する特典の有無についておしえてほしい。次に、輸送機関として福祉タクシーというものはあるが、タクシー会社等はこの運行事業者となれるか。最後に、子どもたちの通学について、「歩く」ことも非常に大切と考えるが、通学路の整備などの考えはあるか、教えてほしい。

【事務局】

高齢者の免許返納の特典については、都留市として実施していることはないが、タクシーでは、料金を1割引するサービスを実施している。また、福祉タクシーについては、事業者として認めてもらえるよう、申請を出し、受理されれば運行事業者となれる。余談だが、福祉タクシーを利用できるものは、障がい者等に限定されている。最後に、通学路の整備については、意見として市の関係課に話をする。

【北村委員】

了解した。